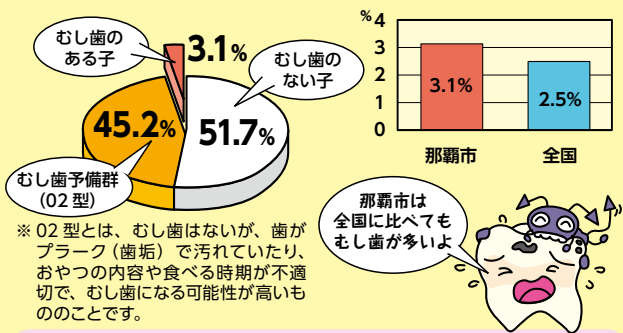
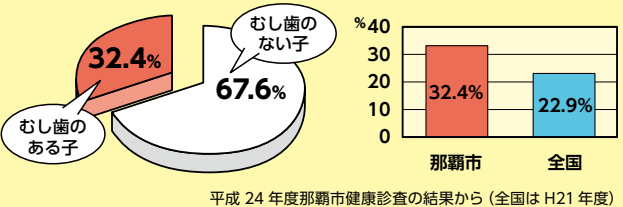


3歳児のむし歯が急増!

1歳6カ月児健診でむし歯がある子の割合



3歳児健診でむし歯がある子の割合



そこで

2歳児歯科健診をはじめました!

- 健診場所 指定歯科医院 (詳しくは、地域保健課までお問い合わせください。)
- 健診内容
 - 歯の診察 ● 保健指導 (歯みがきのしかた) ● 希望者にフッ素塗布
 ※ 2歳児歯科健診個人票は、歯科医院に備えてありますので、健診時に記入してください。
- 費用…無料 (ただし、上記以外の治療などを受ける場合は有料となります)
- 持って行くもの
 - 親子健康手帳 (母子健康手帳)
 - 歯ブラシ
 - 健康保険証

2歳児歯科健診は、お様が2歳5カ月頃に案内いたします。お近くの指定された歯科医院を予約して、受診しましょう。

お問い合わせ 那覇市保健所 地域保健課 ☎ 853-7962

特定健診で糖尿病と知る!

～保健しどうの現場から～

60代女性 Aさん



「今年受けた健診の後、「糖尿病」ということがわかったんです。妊娠時に高血糖との認識はあったけど、その後は全然(知らなかった)。食事量が多いのはわかってます。間食はしょっちゅうだし…」

「心配なく。私たちスタッフはサポートします!」

DATA

- 身長 147cm
- 体重 58.4kg
- 腹囲 89cm
- BMI 27.0 / 基準値 18.5～25未満
- HbA1c 8.0% / 基準値 5.6% (NGSP 値) 未満

※ BMI: 肥満かどうかを示します。体重÷(身長(m)×身長(m))

※ HbA1c: 過去1～2ヶ月の血糖平均値。

Aさんのように、発症まで自覚症状がなく、健診受診で初めて生活習慣病に気づく方は少なくありません。私たち保健指導スタッフは、健診結果から内臓脂肪が体に及ぼしている状況を説明しながら、一緒に改善へ取り組みます。

この方は、保健指導の後に糖尿病の服薬治療を開始しました。そして1年後。健診結果は次のような内容となりました。

体重 54.5kg (-3.9kg)、BMI 25.4、HbA1c 6.6%。

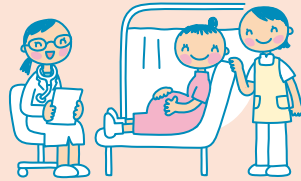
肥満を表すBMIは体重減が効いて25未満までとわずかです。そして何よりも、血糖値の改善が大きく見られました。当初のHbA1c 8.0%という数値は、糖尿病の合併症を引き起こされるレベルでしたが、HbA1c 6.6%という数値は、服薬によらず食事療法が可能なレベルです。ご本人の努力の跡がわかります。保健しどうの現場で一緒に喜びを分かち合いました。

お問い合わせ 特定健診課 ☎ 862-0564

妊婦健診を受けましょう!

妊娠がわかったら、早めに那覇市保健所2階窓口で親子(母子)健康手帳の交付を受けましょう。(妊娠届出の際に、妊娠証明書添付する必要はありません)

窓口では親子(母子)健康手帳の交付とともに、妊婦健診が無料で受けられる受診票や、保健師などによる相談、各種の情報提供などを行っています。



お問い合わせ 那覇市保健所 地域保健課 ☎ 853-7962

日本脳炎予防接種を受けましょう



日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があったことをきっかけに平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を行っていませんでした。(いわゆる「積極的勧奨の差し控え」)

その後新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。そこで平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方で、接種の機会を逃した方については、特例により4歳から20歳未満の間に、4回の接種(1期接種 2回、追加接種 1回、2期接種 1回)のうち不足分の接種をすることができ、2期については9歳以上での接種になります。

※1回の接種につき1,000円の自己負担額となります。

お問い合わせ 那覇市保健所 健康増進課 ☎ 853-7961

地方独立行政法人 那覇市立病院 ☎ 884-5111(代表)

ゆいレール:「市立病院前」下車【24時間365日診療体制】

・診察をお受けできない場合がございます。お問い合わせください。
・他の医療機関からの紹介状をお持ちでなく受診された際(初診時)に、初診料とは別に初診時選定療養費3,150円が必要となります。

診療時間・受付場所

月～金 8:45～17:00【1階総合受付】 左記以外の時間【地下1階急病センター】

	時間帯	月	火	水	木	金
内科	午前	○	○	○	○	○
	午後			予	総	
小児科	午前	○	○	○	○	○
	午後	総	総	総	総	総
外科	午前	○	○	○	○	○
	午後			予	総	
脳神経外科	午前	○	○	○	○	○
	午後	予	総	予	総	予
皮膚科	午前	○	○	○	○	○
	午後		予	総		予
産婦人科	午前	○	○	○	○	○
	午後			予	総	
耳鼻咽喉科	午前	○	○	○	○	○
	午後	予	総	予	総	予
眼科	午前	予	予	予	検査	予
	午後	予		予		予
整形外科	午前			予	総	
	午後			予	総	
泌尿器科	午前	○	○	○	○	○
	午後			予	総	
歯科口腔外科	午前			○		
	午後			予		

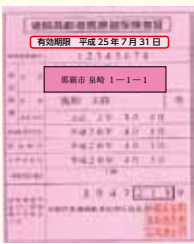
予・・・予約のある方 総・・・紹介状持参の方

長寿医療(後期高齢者医療)制度 被保険者のみなさまへ

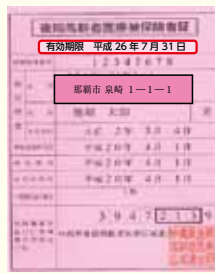
平成25年8月から被保険者証が切り替わります



古い被保険者証



(有効期限は7月31日まで)



新しい被保険者証

新しい被保険者証は、7月下旬までに対象者へ郵送いたします。新しい被保険者証が届きましたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を見せてください。

●●●基準収入額適用申請について●●●

課税所得額が145万円以上のため3割負担となった方でも、収入額によっては、申請をすることで負担割合が1割になる場合があります。

詳しくは、国民健康保険課までお問い合わせください。

～住民税非課税世帯のみなさまへ～

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)



低Iまたは低IIと記載

長寿(後期高齢者)医療制度では、被保険者の全員が住民税非課税世帯の場合、「減額認定証」の交付を受けることで、一部負担金と入院時の食事代等が減額されます。必要な方は、被保険者証と印鑑をお持ちになって、申請手続きを行ってください。

■過去に減額認定証を取得したことのある方

今年度から、所得区分の判定により再申請の手続きが不要となりました。負担区分低I・負担区分低II(入院歴なし)の方の減額認定証は、被保険者証に同封してありますので、ご確認ください。

負担区分低IIで平成24年度中(平成24年8月～平成25年7月)に入院のあった方や、平成24年度中に減額認定証を取得してから入院日数が91日以上ある方は、入院日数が確認できる書類を持って窓口へお越しください。

お問い合わせ 国民健康保険課 ☎ 862-4262 (内線 2513)